

【1986年1月31日】中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

中央職業安定審議会

中央職業安定審議会  
会長 大内 力殿

別紙「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律要綱」について、貴会の意見を求める。

昭和六一年一月三十一日  
労働大臣 林 道

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

法律の題名を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改めること。

第二 総則の改正

一 法律の目的の改正

法律の目的について、定年の引上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の雇用の促進、定年退職者等に対する就業機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに経済社会の発展に寄与するものとなるよう改めるものとする。

二 基本的理念に関する規定の新設

- (一) 高年齢者等は、その意欲及び能力に応じた雇用その他の就業の機会が確保されるよう配慮されるものとする。
- (二) 労働者は、自ら進んで、高齢期における充実した職業生活のため、その能力の開発、向上及び健康の保持、増進に努めるものとする。

三 関係者の責務に関する規定の新設

- (一) 事業主は、その雇用する高年齢者について、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会の確保等に努めるものとする。
- (二) 国及び地方公共団体は、事業主その他の関係者に対し必要な助成、援助等を行う等高年齢者の雇用その他の就業の機会の確保を図るために必要な施策を推進する

ように努めるものとする。

#### 四 適用除外に関する規定の改正

第三及び第四の二から四までは、国家公務員及び地方公務員については適用しないものとする規定を追加するものとする。

### 第三 定年の引上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進に関する規定の新設

#### 一 定年を定める場合の年齢

事業主は、定年を定める場合には、当該定年が六十歳を下回らないように努めるものとする。

#### 二 定年の引上げの要請

労働大臣は、六十歳を下回る定年を定めている事業主であつて、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準に従い、六十歳を下回る定年を定めることについて特段の事情がないものと認めるものに対して、当該定年を引き上げるように要請することができるものとする。

#### 三 定年の引上げに関する計画の作成等

労働大臣は、二の要請に係る事業主に対し、当該定年の引上げに関する計画(以下「計画」という。)の作成を命ずること又は当該計画の変更若しくはその適正な実施を勧告することができるものとする。

#### 四 公表

労働大臣は、事業主が正当な理由なく三の計画を作成しないとき、又は三の勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

#### 五 高年齢者雇用推進者

事業主は、高年齢者の雇用の安定を図るための諸条件の整備等の業務を担当する者(高年齢者雇用推進者)を選任するように努めるものとする。

### 第四 高年齢者等の雇用の促進に関する規定の新設

#### 一 国による雇用の促進

国は、高年齢者の雇用の促進するため、職業紹介、職業指導等の効果的な実施、求人者に対する指導、求人の開拓、求人求職情報の収集及び提供に努めるものとする。

#### 二 事業主による再就職の援助等

事業主は、労働省令で定める高年齢者(以下、三及び四において同じ。)が定年、解雇等により離職する場合、当該高年齢者が再就職を希望するときには、その再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 三 多数離職の届出

事業主は、高年齢者が労働省令で定める数以上定年、解雇等により離職する場合に

は、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、公共職業安定所長に届け出なければならぬものとする。

#### 四 再就職援助計画の作成等

- (一) 公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより、定年、解雇により離職することとなる高年齢者の職業の安定を図るため必要があると認めるときは、当該高年齢者を雇用する事業主に対して当該高年齢者の再就職の援助に関する計画(以下四において「再就職援助計画」という。)の作成を要請することができるものとする。
- (二) (一)の要請を受けた事業主は、労働省令で定めるところにより、再就職援助計画を作成し、これを公共職業安定所長に提出するものとする。
- (三) 再就職援助計画を作成した事業主は、再就職援助担当者を選任し、その者に、当該計画に係る高年齢者の再就職の援助のための業務を行わせるものとする。
- (四) 公共職業安定所長は、再就職援助計画を提出した事業主に対して、当該計画の円滑な実施のため必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### 五 事業主による退職準備の援助の措置

事業主は、その雇用する高年齢者に対し、職業生活からの引退後の生活に関する知識の取得の援助等の措置を講ずるように努めるものとする。

### 第五 高年齢者雇用安定センターに関する規定の新設

#### 一 中央高年齢者雇用安定センター

- (一) 労働大臣は、定年の引上げ等により高年齢者の雇用の安定を図ることその他高年齢者の雇用に関し事業主等に対する相談援助、調査研究、給付金の支給等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、全国に一を限り、中央高年齢者雇用安定センター(以下「中央センター」という。)として指定することができるものとする。
- (二) 労働大臣は、中央センターを指定したときは、中央センターに雇用保険法に規定する雇用改善事業に係る給付金のうち労働省令で定めるものの支給の業務を行わせるものとする。
- (三) その他中央センターに関する監督等に関し、事業計画及び収支予算の認可、給付金業務規程の認可、業務等の報告、検査、監督命令等についての必要な規定を設けるものとする。

#### 二 都道府県高年齢者雇用安定センター

労働大臣は、都道府県ごとに一を限り、都道府県高年齢者雇用安定センターを指定することができるものとし、所要の規定の整備を図るものとする。

### 第六 定年退職者等に対する就業機会の確保

国及び地方公共団体は、定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第七 シルバー人材センター等に関する規定の新設

### 一 シルバー人材センター

(一) 労働大臣は、定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及び提供すること等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、市町村の区域(事情により二以上の市町村の区域)に一を限り、シルバー人材センターとして指定することができるものとする。

(二) シルバー人材センターは、労働大臣に届け出て、無料の職業紹介事業を行うことができるものとする。

(三) その他シルバー人材センターに関する監督等に関し、事業計画及び収支予算の提出、業務に関する監督命令等についての必要な規定を設けるものとする。

### 二 全国シルバー人材センター協会

労働大臣は、全国に一を限り全国シルバー人材センター協会を指定することができるものとし、所要の規定の整備を図るものとする。

## 第八 国等による援助等に関する規定の新設

### 一 事業主等に対する助成等

(一) 国は、高年齢者の安定した雇用の確保の促進、雇用の促進、その他福祉の向上を図るため、事業主に対し必要な助成その他の援助を行うことができるものとする。

(二) 国は、その雇用する労働者に占める労働省令で定める範囲の年齢の高年齢者の割合が労働省令で定める割合を超える事業主に対し、必要な助成を行うことができるものとする。

### 二 国による資料の整備等

国は、高年齢者の雇用の安定等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

### 三 雇用状況の報告

労働大臣は、労働省令で定めるところにより、事業主に対し、高年齢者の雇用に関する状況について必要な事項の報告を求めることができるものとする。

### 四 高年齢者の職業生活の充実のための施設の整備

国は、職業紹介等を行う施設、高齢期における職業生活の安定を推進するための施設の整備に努めるものとする。

## 第九 罰則

第四の三の届出をしなかった者、給付金業務の検査を拒否した中央センター等に対し、所要の罰則を科すものとする。

#### 第十 その他

- 一 高年齢者雇用率制度は廃止するものとする。
- 二 中高年齢者の選定職種に係る措置は廃止するものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第十一 施行期日等

##### 一 施行期日

この法律は昭和六十一年十月一日から施行するものとする。

ただし、第一、第二の一、第五及び雇用促進事業団法の改正に係る部分は、昭和六十一年四月一日から施行するものとする。

##### 二 関係法律の改正等

雇用対策法、労働省設置法、雇用促進事業団法等関係法律について所要の整備を行うものとする。

昭和六一年一月三十一日

労働大臣 林 道 殿

中央職業安定審議会  
会長 大内 力

本審議会は、昭和六一年一月三十一日付け労働省発職第十一号をもって諮問のあった「中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱」について、審議した結果、下記のとおり答申する。

労働省案は、概ね妥当と認める。

なお、今後、高年齢者の雇用就業対策が、雇用審議会第十九号答申及び先般の中央職業安定審議会建議の趣旨に沿って適切かつ効果的に推進されるよう、高齢化の進展、高年齢者の雇用就業の状況等に応じ、その充実、強化等について引き続き検討を進められたい。

また、次の点に特に配慮されたい。

- (一) 継続雇用の推進について高年齢者開発協会の果たす役割が大きくなることにかんがみ、その活動について、関係者の意見が反映され、適正に実施されるよう十分指導を行うとともに、必要に応じ、その活動の状況を本審議会に報告するものとする

こと。

- (二) シルバー人材センターが十分その機能を発揮するよう適切な指導、援助を行うとともに、定年退職者等の中には常用雇用での再就職・自営を希望する者も多い実情にかんがみ、それらの者の再就職の促進等に関する公共職業安定所等の体制強化に一層努めること。
- (三) 定年延長等については、企業労使の実態に応じて種々の問題を解決しつつ、円滑に実施されることが必要であるので、それらを含め定年延長等の推進についての普及啓蒙に一層努めること。